

定 款

社会福祉法人 光善会

社会福祉法人 光善会定款

第一章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人光善会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基礎の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を山口県山口市大内矢田北三丁目22番11号に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人には、評議員七名を置く。

(評議員の資格等)

第6条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- (1) 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの

者

(3) 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の理事・監事（以下「役員」という。）

2 評議員は、役員又はこの法人の職員を兼ねることができない。

3 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者（当該評議員の使用人及びその配偶者など）が含まれることになってはならない。

4 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者（当該役員の使用人及びその配偶者など）が含まれることになってはならない。

（評議員の選任及び解任）

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を置き、評議員の選任及び解任は、委員会において行う。

2 委員会は、監事一名、職員一名、外部委員一名の合計三名の評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）で構成する。

3 評議員の選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 この選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、理事長は、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員会に説明しなければならない。

5 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第8条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第9条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成し、この法人の運営に係る重要事項の議決機関とする。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度六月に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日の一週間前までに、各評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項（議題）及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集手続きの省略)

第14条 前条第2項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任（理事の解任は過半数）
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項
- 3 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第16条 理事長が評議員会の目的である事項（議題）について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第17条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び当該評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

（役員の定数）

第18条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 六名
- (2) 監事 二名
- 2 理事のうち一名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、一名を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

- 第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格等）

- 第20条 第6条第1項の規定は、役員について準用する。
- 2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
 - 3 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
 - (1) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

- (2) この法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- (3) この法人が設置経営している施設の管理者
- 4 監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。
 - (1) 社会福祉事業について識見を有する者
 - (2) 財務管理について識見を有する者
- 5 理事のうちには、各理事について、当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一(二名)を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に四箇月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べる。
- 2 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成し、理事長に報告する。
 - 3 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第23条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 理事又は監事は、第18条第1項の規定に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の下員補充)

第25条 理事のうち、第18条第1項の規定で定めた理事の員数の三分の一を超える者(三名以上の者)が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

2 前項の規定は、監事についても準用する。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第27条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成し、この法人の業務執行の決定機関とする。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事長に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 役員又は評議員がその任務を怠ったため、この法人が損害を受けたときの損害賠償責任の免除

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するには、理事長は、理事会の日の原則として一週間前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項（議題）を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求した理事は、理事会を招集することができる。

(招集手続きの省略)

第31条 前条第2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第32条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事長が理事会の決議の目的である事項（議題）について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 山口県山口市大内矢田北三丁目627番地1の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋

根 2 階建て大内すこやか保育園園舎 一棟 (649.71 平方メートル)

- (2) 山口県山口市大内矢田北三丁目 6 2 7 番地 1 の 2 の鉄骨造陸屋根 3 階建て大内すこやか保育園園舎 一棟 (328.98 平方メートル)
 - (3) 山口県山口市大内矢田北三丁目 6 2 7 番地 4, 6, 7 の鉄骨造陸屋根 2 階建て大内すこやか保育園園舎 一棟 (440.19 平方メートル)
 - (4) 山口県山口市大内矢田北三丁目 6 2 7 番 1 の大内すこやか保育園敷地 (917.71 平方メートル)
 - (5) 山口県山口市大内矢田北三丁目 6 2 7 番 2 の大内すこやか保育園敷地 (7.52 平方メートル)
 - (6) 山口県山口市大内矢田北三丁目 6 0 5 番 1 0 の大内すこやか保育園敷地(10.99 平方メートル)
 - (7) 山口県山口市大内矢田北三丁目 6 2 7 番 1 4 の大内すこやか保育園敷地 (18.33 平方メートル)
 - (8) 山口県山口市大内矢田北三丁目 6 2 7 番 4, 5, 7 の大内すこやか保育園敷地 (824.26 平方メートル)
 - (9) 山口県山口市大内長野字田屋 1573 番地 1 の鉄筋コンクリート 2 階建て大内なかよしこども園園舎 一棟 (585.12 平方メートル)
 - (10) 山口県山口市大内長野字田屋 1573 番地 1 の鉄骨平屋建て大内なかよしこども園園舎 一棟 (301.50 平方メートル)
 - (11) 山口県山口市大内長野字田屋 1573 番 1 の大内なかよしこども園敷地(9092.66 平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 3 7 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、山口市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、山口市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 3 8 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確

実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第42条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上（四名以上）の同意がなければならな

い。

第七章 解 散

(解散)

第44条 この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、山口市長の認可（社会福祉法第四十五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を山口市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、社会福祉法人光善会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第48条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 野瀬 橘子

理 事 山根 康夫

〃 重見 秀和

〃 野瀬 貴子

〃 神徳 美代子

〃 新田 美枝
監 事 松田 範和
〃 鷲尾 泰治

附 則

この定款は、平成18年4月1日認可されたとき、発効するものとする。

附 則

この定款は、平成22年3月25日変更認可

附 則

この定款は、平成24年8月1日変更

附 則

この定款は、平成25年4月26日変更認可

附 則

この定款は、平成25年7月31日変更

附 則

1 この定款は、平成26年4月1日変更認可

2 平成26年4月1日現在において役員である者の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず平成26年6月30日までとする。

附 則

この定款は、平成27年4月1日変更

附 則

1 この定款は、平成29年1月17日変更認可

2 この定款は、平成29年4月1日施行

附 則

この定款は、平成29年3月22日変更

附 則

この定款は、平成29年6月9日変更

附 則

この定款は、令和2年6月3日変更認可

附 則

この定款は、令和3年6月4日変更認可

附 則

この定款は、令和6年4月1日変更

附 則

この定款は、令和6年7月1日変更